

令和 7 年

団体旅行商品造成支援事業助成金交付要綱

第 1 条 実施の目的

萩市内での宿泊を伴う団体観光客の誘致を行うことで、地域の観光消費額の増加を図ることを目的とする。

第 2 条 助成対象者

助成要件を満たし、事前承認した旅行商品を造成した旅行事業者に対して、予算の範囲内で助成する。

第 3 条 助成の要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 募集型企画旅行であること。
- (2) 萩市内宿泊施設に 1 泊以上宿泊すること。
- (3) 以下のいずれかを満たすこと。
 - ア. 萩市内の有料観光スポットに 1 箇所以上立ち寄ること。
 - イ. 市内の事業者が実施する体験プログラムを 1 件以上実施すること。
- (4) お土産品購入目的又は昼食をとる目的で上記以外の市内商業施設に立ち寄ること。
- (5) バス 1 台あたり乗客は 15 名以上であること。
- (6) 令和 7 年（2025 年）5 月 1 日から令和 8 年 3 月 15 日に催行される商品であること。ただし、宿泊日が休前日（祝祭日の前日と土曜日）、GW（4/27～5/6）又はお盆（8/10～18）、又は年末年始（12/27～1/5）の期間をのぞく。
- (7) 募集チラシ、WEB ページ等の募集広告に萩の観光スポット写真画像（1 枚以上）及び世界遺産登録 10 周年ロゴマークを表示すること。
- (8) 以下のいずれかに該当しないこと。
 - ア. 学校行事として実施する旅行
 - イ. その他、不相当と認めるもの

第 4 条 助成金の額

助成金の額は、バス 1 台あたり 3 万円とする。ただし、2 月、3 月、6 月、12 月の旅行については助成金の 1.5 倍の額を支給することができる。募集型 1 企画についての限度は、原則として 10 台までとする。

第 5 条 助成金の交付の申請

助成金の交付を申請しようとする者は、事前に一般社団法人萩市観光協会会長（以下「会長」という。）に助成金交付申請書（別記第 1 号様式）及び関係書類を提出するものとする。

第 6 条 助成金の交付の決定

前条の申請書の提出があった場合は、会長は、助成金の交付の可否を決定し（別記第 2 号様式）、申請者に通知する。

第7条 事業の変更等

申請者は、助成事業の内容を変更する場合、又は事業を中止する場合は、速やかに変更・中止承認申請書（別記第3号様式）を提出し、会長の承認を受けることとする。

第8条 実績報告

申請者は、助成事業終了後14日以内に会長に対し実績報告書（別記第4号様式）及び関係資料を提出すること。なお、期限までに提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなす。

第9条 交付額の確定

会長は、助成金の交付実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し助成金を交付する。

第10条 助成金の支払

助成金は前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、申請者から提出された請求書に基づき支払うものとする。

第11条 助成金の返還

助成金交付決定の取消等助成金の交付決定後もしくは確定後において、次に該当する場合は、会長は、原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求める。

- （1）申請書、実施報告書、添付書類等に不正並びに著しい不備があるとき。
- （2）天災、天候不順、交通機関の運休などの理由により、萩市への宿泊並びに有料施設への観光又は昼食が不可能となった場合は、助成金交付適用外とする。

第12条 その他

その他この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。